

平成26年度事業報告

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

当連合会は、法人会の事業活動の基本である税知識の普及、納税意識の高揚、税の提言はもとより、地域の企業や社会への貢献を目的とする活動及びその支援に注力し、また公益財団法人全国法人会総連合（全法連）よりの各法人会事務委託等の助成事業を行っている。一般社団法人として、引き続き県下6法人会との連携を密に行うほか、関係諸官庁・他団体の支援を頂きながら、法人会の円滑な運営と発展により一層努めることとする。

<継続事業>

法人会が行う税を巡る活動並びに地域企業や社会に資する諸活動及びその支援事業

1. 税知識の普及を目的とする事業

(1) 小学生の「税に関する作文」「絵はがきコンクール」実施の情宣と後援

全国法人会総連合と連携しての情宣、参加賞等の購入（B5ノート180冊、クオカード60枚、図書カード）、発送手配などを行った。

平成26年度「税に関する作文」

	応募依頼校 (小学校数)	応募実績 (小学校数)	応募実績 (応募枚数)	入賞件数
徳島法人会	56 校	37 校	259 枚	18 件
阿波麻植法人会	24 校	23 校	386 枚	19 件
阿南法人会	36 校	17 校	404 枚	8 件
鳴門法人会	33 校	29 校	523 枚	18 件
脇町法人会	15 校	9 校	26 枚	6 件
池田法人会	21 校	9 校	56 枚	4 件
計	185 校	124 校	1,654 枚	73 件

主催：徳島県下各法人会

共催：徳島県

後援：徳島県下各租税教育推進協議会・徳島県法人会連合会

平成26年度「税に関する絵はがきコンクール」

	応募依頼校 (小学校数)	応募実績 (小学校数)	応募実績 (応募枚数)	入賞件数
徳島法人会	56 校	16 校	410 枚	21 件
阿波麻植法人会	24 校	15 校	216 枚	19 件
阿南法人会	36 校	14 校	195 枚	9 件
鳴門法人会	33 校	19 校	293 枚	10 件
脇町法人会	15 校	2 校	95 枚	8 件
池田法人会	21 校	11 校	51 枚	4 件
計	185 校	77 校	1,260 枚	71 件

徳島県法人会連合会 会長賞を選出

主催：徳島県下各法人会・全国法人会総連合

後援：国税庁・徳島県法人会連合会

(2) 税を考える週間等の広報活動

税を考える週間に合わせて、法人会メッセージの発信を行った。

新聞広告活動 (平成26年11月11日) 徳島新聞 朝刊掲載

～平成26年度法人会メッセージ～

『法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動する経営者の団体です』等

ラジオCM広報活動 (平成26年11月11日～17日) エフエム徳島 20秒×15回

全法連法人会ラジオCMをスポット放送

～「杉山愛さん登場」篇～

『税に強くなる法人会とタグを組み合わせませんか』『税の知識を活かし、一步先の経営を』等

(3) e-Tax 利用促進についての情宣活動

講演会、研修会、ホームページなどで周知のためのPR活動を行った。

理事会、委員会では役員を中心に利用促進を呼びかけ、「平成26年度 e-TAX 役員企業利用数」は、87.8%と高い数値を維持している。

【平成26年度 e-TAX 利用促進高松国税局長感謝状】受賞

公益社団法人阿波麻植法人会

公益社団法人脇町法人会

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

租税教育及びその支援活動（小学校の出前授業ほか）

税を身近に考え意識してもらう事を目的として行われる、徳島県下小学校への出前授業を支援。

徳島県租税教育推進協議会と連携し、『暮らしを支える税』のメッセージ入りメモ帳』を作成し、徳島県下小学校6年生を対象に5,000冊配布した。

出前授業実施合計

徳島県下 小学校	92校
徳島県下 中学校	7校
徳島県下 幼稚園	10園
参加児童数	4,200名

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(1) 税制に関する法人研修会

調査課所管法人税務研修会（平成27年3月17日）

「平成27年度税制改正案について」ほか 講師：高松国税局 調査査察部調査管理課 課長 他2名	阿波観光ホテル 参加者22名
--	-------------------

(2) 税制改正に関する提言活動・税制税務委員会での集約・全法連全国大会での情報収集及び発信等
全法連「法人会全国大会（栃木大会）」（平成26年10月16日）での「税制改正提言」報告を受けて、趣旨確認後、徳島県下選出国會議員並びに地方自治体に対して要望活動を実施した。

税制・税務委員会（平成26年6月11日）

徳島県連 「平成27年度税制改正要望事項」集約、作成	阿波観光ホテル 参加者12名
-------------------------------	-------------------

国會議員に対する要望活動

(敬称略)

議員名	所属党名	面接者 氏名	要望活動 実施者	要望活動 実施日	要望活動 方法
後藤田 正純	自由民主党	本人	税制税務委員長 ・専務理事	平成26年 11月1日	持参
福山 守	自由民主党	本人	税制税務委員長 ・専務理事	平成26年 11月1日	持参

山口 俊一	自由民主党	所長 松木伸夫	税制税務委員長 ・専務理事	平成26年 11月18日	持参
中西 祐介	自由民主党	秘書 平岡英士	専務理事	平成26年 11月4日	持参
三木 亨	自由民主党	本人	税制税務委員長 ・事務局長	平成26年 11月3日	持参

地方自治体に対する要望活動

(敬称略)

対象自治体名 ・役職名	面接者 役職	面接者 氏名	要望活動 実施者	要望活動 実施日	要望活動 方法
徳島県 ・徳島県知事	本人	飯泉 嘉門	会長・税制税務委員長 ・専務理事・事務局長	平成26年 11月26日	持参
徳島県 ・県議会議長	本人	森田 正博	会長・税制税務委員長 ・専務理事・事務局長	平成26年 11月26日	持参

平成 27 年度税制改正要望書

1. 総論

平成 26 年度の税制改正においては、デフレ脱却・経済再生に向け、昨年 10 月に閣議決定された投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の 1 年前倒しでの廃止、民間投資と消費の拡大、地域経済活性化等のための税制上の措置が講じられた。

このうち法人税関係では、生産性向上設備投資促進税制の創設、中小企業投資促進税制の拡充、復興特別法人税の廃止、交際費課税の特例措置の拡充などが行われている。

政府の平成 26 年度予算案は、「デフレ不況からの脱却・経済再生」と「財政健全化」をあわせて目指す予算として編成され、一般会計の歳入歳出総額は、平成 25 年度当初予算と比べ 3 兆 2,708 億円増の 95 兆 8,823 億円と、当初予算として過去最大の規模となった。

税収は、消費税率の引上げや景気の回復などで、前年度と比べ 6 兆 9,050 億円増（うち消費税率の引上げに伴う増が 4 兆 5,350 億円）の 50 兆 10 億円を見込み、7 年ぶりに 50 兆円台を回復した。新規国債発行額は、41 兆 2,500 億円となり前年度に比べ 1 兆 6,010 億円減少している。その結果、基礎的財政収支は 18.0 兆円の赤字となり前年度に比べ 5.2 兆円改善し、財政健全化に向けて政府が定めた目標をとりあえずクリアしている。

平成 25 年 8 月に策定された中期財政計画では、基礎的財政収支について、2015 年度までに 2010 年度に比べ赤字の対 GDP 比を半減させ、2020 年度までに黒字化するとの目標が示された。そして、2015 年度の目標達成に向けて、平成 26 年度予算では一般会計の基礎的財政収支を 4 兆円程度改善し、赤字額 19 兆円程度とするとの目標を設定していたが、実際の予算案では 5.2 兆円改善し、赤字額は 18.0 兆円となった。

また、経済が順調に推移し、2015 年 10 月に消費税率が 10%になることが前提となるが、2015 年度目標は達成可能と見込まれている。

しかしながら、内閣府の試算によると、名目 3%程度の高い経済成長率を想定した「経済再生ケース」においても、2020 年度の国・地方の基礎的財政収支は、対 GDP 比▲1.9%（▲11.9 兆円）で、黒字化目標達成のためには、更なる収支改善が必要とされている。

財政健全化を着実に進めるためには、税収増を当てにするだけでなく、着実に基礎的財政収支対象経費の抑制を図ることが不可欠であり、既存制度の見直しはもとより、社会保障制度改革を始め財政構造の抜本的改革が必要である。

我が国経済は、バブル崩壊後の長期に亘る低迷の上に、東日本大震災の影響等により大変厳しい状況下にあったが、安倍内閣の経済政策及び日本銀行による金融緩和政策により回復基調にある。

財政健全化は、税収増が期待できる経済成長なくしては不可能であり、成長分野への重点的・継続的な投資とともに思い切った規制緩和を実施し、経済を持続的なプラス成長軌道に乗せることが必須である。

経済環境が好転しつつあるとは言え、地方の中小・零細企業は景気回復を実感できない状況にあり、地方の中小企業の活性化に資する税制が是非とも必要である。以下要望事項を明記したので、実現を期していただきたい。

2. 一体改革及び財政健全化関連に対する意見、要望

(1) 社会保障改革と財政健全化について

我が国財政は、歳出が税収等を大きく上回る状態が続いており、財源不足を補うため、毎年多額の国債発行を行っている。その結果、平成 26 年度末における国及び地方の長期債務残高は、1,010 兆円（対 GDP 比 202%）に達し、主要先進国中で最悪の水準にあり、財政は容易ならざる状況にある。この状況を放置すれば、欧州諸国の例に見られるように、国債市場における我が国の信認が失われ、金利が大きく上昇し、財政危機に陥る恐れがある。そのため、政府は、「社会保障と税の一体改革」に取り組んでいるが、財政再建のカギを握るのが、高齢化により毎年 1 兆円規模で増加し続ける社会保障関係費をいかに抑制するかである。昨年 12 月に「社会保障改革プログラム法」が成立した。これは、平成 26～29 年度に行う医療や介護保険制度等について、負担の引上げを含む改革の実施時期を定めたものであるが、社会保障費の抑制に有効とされる年金の支給開始年齢の引き上げなど年金の抜本改革は先送りされており、十分とは言えない内容となっている。早急に高齢者を含めたすべての世代に能力に応じた負担を求めるとともに、サービスの効率化を徹底的に進め、持続可能な真の社会保障制度を構築し、財政健全化に資する制度とすること。

(2) 徹底した行財政改革について

国民に負担を求めるには、為政者自身が身を切る改革をする必要があるが、現内閣においては、行財政改革は後退した印象を受ける。民間企業は血のにじむような企業努力をしており、政府においても、公務員の人員削減や人件費削減・国会議員や地方議員の定数削減及び報酬削減、特別会計と独立行政法人の無駄の削減等行財政改革を断行し、無駄な歳出は徹底的に排除すること。

(3) 社会保険料負担について

社会保険方式を中心としている我が国の社会保障制度において、企業は事業主負担という形で社会保険料を拠出しており、その総額は社会保障財源の 4 分の 1 を占めている。中小企業の 7 割が欠損法人という厳しい経営環境の中、毎年一方的に引き上げられる社会保険料負担は極めて重いものがある。

これ以上の負担増は、企業の活力が失われ経済全体にとってマイナスとなるので、早急に見直しを図ること。

(4) 厚生年金保険料の徴収漏れを是正すること。

年金機構が把握している厚生年金適用事業所数は、平成 24 年度末で約 175 万ヶ所であるのに対し、国税庁が把握している平成 24 年度分の法人数は約 253 万社とおよそ 78 万社も違いがある。これらが厚生年金に未加入の計算となり、保険料の徴収漏れが年間 10 兆円程度あると推測されている。法律上は必ず加入しなければならない制度であり、この徴収漏れを、一刻も早く是正すること。

(5) 国民年金保険料の未納の解消について

国民年金保険料の未納は、平成 24 年度は、平成 23 年度に比べ少し改善したものの不払いが

依然 40%を超え、未加入者及び未納者数は約 305 万人となっている。このため、基礎年金拠出金の仕組みを通じ、厚生年金や共済年金加入者に不利益を与える（納付率が 80%以上になれば、厚生年金加入者の給付水準は 50.1%が確保されるが、60%であれば 49%程度になる）ことになっており、早急に解消を図ること。

(6) 国保事業の県移管による持続可能な制度構築について

国民健康保険事業については市町村が運営主体となっているが、加入者の年齢構成が高く所得水準は低く、医療費水準が高いことから国保運営の財政措置に苦慮するとともに、加入者にとっては保険料負担が重く、安定的な運営に支障をきたしている。運営の安定化等のため「プログラム法」において平成 29 年度までに運営単位を市町村から都道府県単位に広域化することとなっているが、以下の問題点が指摘されている。

- ① 将来にわたって安定的かつ計画的に国保の運営ができる仕組みが必要
- ② 中間所得層の保険料負担の軽減を図りつつ、国保財政の基盤強化が必要
- ③ 市町村が積極的に保険料の徴収等に取り組める仕組みが必要
- ④ 市町村の保険料の格差の解消が必要

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

- 1) 将来的に発生し得る財政リスクに対応できるよう財政安定化基金の創設や、介護保険・後期高齢者医療と同様に複数年度の事業運営に改めること等により、国保運営の安定化を図ること。
- 2) 中間所得層の保険料の負担軽減に資する保険者支援制度の更なる拡充とともに、国において国保財政の基盤強化を図ること。
- 3) 国保運営の県移管において、都道府県と市町村の役割分担を明確にすること。
- 4) 望ましい市町村の役割として、市町村が保険料の徴収や保健事業を行う場合には、市町村にインセンティブが働く仕組みを構築するとともに、市町村間の保険料を中長期的に平準化する制度を創設すること。

(7) 社会保障・税番号（マイナンバー）制度

平成 28 年 1 月よりマイナンバーの利用が開始されるが、利用の拡大を図るため、平時から手軽に「マイポータル」にログインができ、災害時においても被災者支援情報をその場で入手できるようスマートフォン等でも「マイポータル」が利用可能にすること。また、マイナンバーの利用範囲については、社会保障・税・災害対策分野に限定されているが、自動車登録情報や不動産登記情報などを連携の対象とすることで、事務処理時間や行政コストの削減などの効果が期待できるため、利用事務の拡大を積極的に検討すること。

3. 平成 27 年度税制改正に係る個別要望

(1) 法人税制

1) 法人税の税率の引き下げ

平成 26 年度税制改正において復興法人税が 1 年前倒しで廃止されたことにより、法人実効税率は 35.64%となったが、20%台後半が標準とされる欧州、アジア諸国に比較してまだ高い水準にある。わが国企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、外国資本の国内への投資促進の観点から、欧州・アジア主要国並みの実効税率とするよう求める。

2) 中小企業軽減税率の見直し

平成 23 年度改正において、中小法人に対する法人税の軽減税率は、3 年間の期限付きで現行の 18%から 15%に引き下げられたが、これを恒久化するとともに、昭和 56 年以来 800 万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を 1,600 万円まで引き上げるよう求める。

3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

損金算入額の上限（年間取得合計額 300 万円）を撤廃するよう求める。

4) 賞与・退職給与引当金の損金算入について

- ① 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰り入れについて損金算入を認めること。
- ② 賞与引当金は、各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰り入れについて損金算入を認めること。

5) 交際費課税の見直し

交際費は、企業にとって顧客、取引先との関係維持や新規開拓に必要な支出であるとともに、飲食のための支出は、消費の拡大を通じた経済の活性化に資することから以下の見直しを求める。

① 中小法人の交際費課税の特例の恒久化

平成 26 年度改正において、中小法人については、

- ㊦ 800 万円以下の交際費の損金算入
- ㊧ 支出した飲食費の 50%を損金算入

の選択適用を可能とする措置（㊦については、大法人も利用可能）が講じられたが、時限措置であるため、これを恒久化することを求める。

- ② 平成 18 年度税制改正で、一人当たり 5,000 円以下の飲食費については交際費から除外されているが、これを 10,000 円程度に引き上げること。

(2) 消費税制

1) 軽減税率

消費税については、税率 10%時に軽減税率を導入することが示されているが、次のような問題点が指摘されている。

- ① 軽減税率の趣旨である低所得者対策の効果が明確でない。

生活必需品に対して税率を低くすれば、高額所得者も同じ生活必需品を購入するので、逆進性対策にならない。

- ② 軽減税率に伴って事業者（納税義務者）はインボイスの導入など事務負担の増大と税務当局の税務執行コストの上昇を招く。

- ③ 軽減税率による減収分だけ標準税率を高くする必要がある。

カナダ、シンガポール、ニュージーランドなど最近に消費税を導入した国では、消費税負担分を低所得者に還付する制度である「給付付き税額控除」を導入し、消費税の逆進性に対応している。

以上のことから、軽減税率の導入は慎重に検討すること。

2) 価格転嫁対策

価格転嫁対策特別措置法により対策を講じているが、十分とは言えない状況にある。立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、より実効性の高い転嫁対策を行うこと。

3) 益税の解消について

消費税制度における「簡易課税制度」や「事業者免税点制度」は、徴税コスト最小化の観点から設けられているが、問題が多くその是正を図ること。

① 簡易課税制度

会計検査院から指摘を受け、平成 26 年度税制改正で簡易課税制度における「みなし仕入れ率」の見直しを行った。しかしながら多くの適用事業者は、本則で消費税納税額を計算するとともに、「みなし仕入れ率」で計算した場合と比較して、有利な方で納税している状況にあり、これにより 1,000 億円程度の益税が生じていると推計されている。これを防止するため、平成 16 年から据え置かれている簡易課税制度の適用上限額（5000 万円）を大幅に引き下げるべきである。

② 事業者免税点制度

事業者免税点制度は、年間売上高が 1,000 万円以下の事業者について適用されているが、免税事業者は個人を中心に 500 万事業所を超えるといわれ、この制度による益税額は 2,000 億円程度と推計される。

そのため免税事業者の適用範囲を縮小することが必要である。

消費税率が 10%になれば、この益税額はますます大きくなるので、早急に対応すること。

(3) 事業承継税制

平成 25 年度税制改正において、雇用確保等適用要件の緩和、利子税等の負担の軽減、手続きの簡素化等使いやすくするための見直しが行われたがまだ不十分であり、以下のような見直しを求める。

1) 納税猶予制度の見直し

- ① 納税猶予の対象となる自社株式について、株式総数の 3分の2 までとする上限があるが、これを撤廃すること。
- ② 相続税の納税猶予割合 80%を 100%に引き上げること。
- ③ 後継者死亡時点まで納税猶予額が免除されない制度を、納税猶予開始後 5 年経過時点で納税を免除するよう見直すこと。

2) 本格的な事業承継税制の創設

欧米諸国においては、「事業承継を優先させる」ことを主眼とし、事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を控除あるいは軽減する税制となっている。わが国においても中小企業の事業承継が円滑に進むよう欧米諸国並みの事業承継税制の確立を求める。

(4) 相続税・贈与税

資産の世代間移転とその有効活用による経済の活性化の観点から、贈与税の基礎控除額の引き上げ及び、相続時精算課税制度の特別控除額（2,500 万円）の引き上げを求める。

(5) 個人所得税制

1) 所得税と住民税

わが国の個人所得課税については、税負担率は欧米諸国に比べ半分程度と大層低く、課税最低限は高水準で、現在就業者のうち 5 人に 1 人は非納税者となっている。所得税及び住民税は、国と地方の基幹税であり、財源調達機能を回復するためにも国民が広く公平に負担するという原則に立って見直すべきである。また、個人住民税は、行政サービスの対価としての応益性の原則から均等割りを引き上げるとともに、所得割は前年所得を基準としているための問題点もあり、所得税と同様に現年課税とすることを求める。

2) 各種控除制度の整理合理化

所得税・住民税には各種控除制度が設けられており、税制がより複雑なものとなっている。社会構造の変化に伴い抜本的に見直すべきである。

特に、配偶者控除については、労働人口が減少するなか、潜在的な労働力として配偶者が注目されており、配偶者控除を廃止するだけでなく、就労に結びつける制度の整備を要望する。

3) 少子化対策

少子化問題は、わが国の経済全般・社会保障・労働市場などに影響を与える重要な課題であり、政府においても、手当の支給等基本的政策として取り組んでいるが、税制面での配慮も必要と考える。そのため、児童に対する税額控除制度を創設し、控除しきれない額は社会保障給付費として還付する給付つき税額控除制度の導入やフランスで実施されている課税単位の N 分 N 乗方式の導入を検討すること。

(5) 地方の税制

1) 偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

平成 26 年度の税制改正では、法人住民税の一部が国税化され交付税原資となるなど、税の偏在性は正の措置が講じられたが、充分ではない。

地方税については、地方の参画のもと地方の意見を十分踏まえ、偏在制が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に引き続き取り組むこと。

2) 欠損金繰戻し還付制度・延納制度

住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設し、窮地にある中小法人のより効率的な救済を図るとともに、地方税についても延納制度を設けること。

3) 固定資産税

固定資産税は、長期的な地価の下落にもかかわらず負担額が高いため、評価方法及び課税方式の抜本的見直しを求める。

- ① 土地の評価は収益還元価格で評価すること
- ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
- ③ 償却資産については、非課税の範囲を少額減価償却資産 (30 万円) と同額とする。

4. 地方の個別の税制課題に対する要望

(1) 公共事業を計画的に推進するための租税特別措置について

公共事業等のために土地等を譲渡する場合は、一事業につき 5,000 万円を上限として特別控除を受けることができるが、年をまたがり譲渡がなされた場合、最初の年の譲渡しか特別控除を受けることができない。そのため、年をまたがって譲渡せざるを得ない場合には、特別控除の対象にならず事業推進の阻害要因になりかねない。事業を計画的に推進するため、年をまたがり 2 回以上に分けて土地等を譲渡した場合においても、これらの譲渡を一体のものとみなし、5,000 万円の特別控除を上限まで受けられるように改正すること。

(2) 地球温暖化対策

「地球温暖化対策計画」の早期策定を図り、目標や地方の役割を明確化するとともに、地球温暖化対策に国と同程度の歳出がある地方の現状を踏まえ「地球温暖化対策税」の税収の半分を地方財源として配分すること。

(3) 森林の保全を目的とした「公有林化」に対する租税特別措置について

森林の保全等を目的として、公的機関に森林を譲渡する場合の所得税について、公共事業における用地取得と同様に租税特別措置法による特別控除を設けること。

(4) 就労訓練事業者にたいする優遇税制の創設

生活困窮者を対象とする就労訓練事業は、都道府県知事が認定する法人等の自主事業となるため、参入しやすくする仕組みが必要であり、就労訓練事業を実施する法人等に対し、NPO 法人に準じた税制の優遇措置を創設すること。

(例えば、就労訓練事業は課税対象外とし、就労訓練事業への寄付者に対する所得税は税額控除とする。)

(5) 「ふるさと納税制度」の充実

1) 個人の寄附金控除制度の拡充及び手続きの簡素化

- ① 納税者の「ふるさとを応援したい」という気持ちを後押しし、地方団体への寄附を促進するため、現行 2 千円の適用下限額を撤廃すること。
- ② 寄附者の利便性の向上を図るため、寄附金控除に係る確定申告の手続きを省略し、給与所得者の年末調整の対象に追加すること。

2) 退職所得への寄附金控除制度の導入

退職者が「ふるさと納税制度」を積極的に活用し、ふるさとへの思いを形にすることができるよう、退職所得に係る個人住民税に、寄附金控除制度を導入すること。

3) 大規模災害発生時における被災自治体への寄附にかかる税額控除制度の

拡充

被災地方自治体への寄附について、寄附者の善意をより反映できる制度とするため、税額控除の算定における個人住民税所得割の「1割」の限度額を「2割」に引き上げること。

(6) NPO等社会貢献活動団体の経済的自立を図るための寄附金税制

NPO法人数は年々増加しており、社会貢献活動が活発である一方、財政基盤が脆弱な小規模団体が多いことから、NPO等への寄附促進活動の活発化、効率化を図るとともに、個人からの寄附を促進するため、現行税制を改正し、比較的少額の寄附者が寄附金控除のメリットを最大限に生かすことができるよう、実効性の高い制度とすること。

平成27年4月1日(水)
(全国法人会総連合 作成資料)

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成27年度税制改正では、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、①成長志向に重点を置いた法人税改革や高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等のための税制上の措置、②地方創生に取り組むため、企業の地方拠点強化、結婚・子育ての支援等のための税制上の措置などが講じられました。さらに、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日に延期されました。

法人会では、昨年9月に「平成27年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、法人実効税率の引き下げなど法人会の要望事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率

法人会提言 (法人実効税率20%台の実現)	改正の概要
(1) 我が国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実効税率を実現するよう求める。	法人税率(現行25.5%)が23.9%に引き下げられました。また、欠損金繰越控除制度、受取配当等益金不算入措置、租税特別措置の見直し及び外形標準課税の拡大など課税ベースが見直されたことにより、法人実効税率(現行34.62%)は平成27年度が32.11%、平成28年度が31.33%に引き下げられます。
(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。	なお、見直しに当たっては、中小企業への影響に配慮した大企業中心の改革となりました。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

<p style="text-align: center;">法人会提言</p> <p style="text-align: center;">(中小企業の軽減税率の本則化と適用所得金額の引き上げ)</p>	<p style="text-align: center;">改正の概要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成27年3月31日まで)ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。 また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。 	<p>中小法人の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。</p>

[事業承継税制]

<p style="text-align: center;">法人会提言</p> <p style="text-align: center;">(相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実)</p>	<p style="text-align: center;">改正の概要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ。 ・ 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。 ・ 対象会社規模を拡大する。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 先代が存命中、経営承継受贈者(2代目)が後継者(3代目)に再贈与した場合、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額は免除されます。 (2) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正を前提に、認定承継会社等に係る認定事務が都道府県に移譲されます。

[復興支援のための税制上の措置]

<p style="text-align: center;">法人会提言</p> <p style="text-align: center;">(震災復興)</p>	<p style="text-align: center;">改正の概要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。 	<p>福島復興・再生を図り、近い将来の避難解除区域等内での事業再開を支援するため、①準備金を積み立てた際に、その積立額を損金算入することができるとともに、②準備金を取り崩して再開投資を行う際に特別償却できるよう、税制上の措置が講じられます。</p>

4. 地域企業の健全な発展に資する事業並びに地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 講演会・研修会等の開催及び各種後援活動

各種研修会の開催

平成26年5月13日(火) 女連協会員交流会議 研修講演会

テーマ「意外と簡単 家庭ではぐくめる子どもの「学力×道徳心」」 講師 家庭教育プロデューサー、 元・学研ネクスト家庭教育総合企画室長 酒井 勇介 氏	阿波観光ホテル 71名
---	----------------

平成26年5月16日(金) 青連協会員交流会議 研修講演会

テーマ「お金が残る会社と残らない会社の違い」 講師 (株)エフアンドエム 事業部長 山本 龍太 氏	阿波観光ホテル 85名
---	----------------

平成26年6月23日(月) 通常総会 研修講演会

テーマ「南海トラフを震源とする巨大地震に備えて」 講師 徳島県 危機管理部 防災人材育成センター 活動推進員 山根 克一 氏	阿波観光ホテル 70名
--	----------------

(2) 地域団体・諸活動との連携

平成26年6月22日(日) ふれあい健康館

アフラック主催「がん検診啓発セミナー in 徳島」後援 「もっと、ずっと、キレイに。～キレイのために、知っておきたいがんのあれこれ～」 国際医療福祉大学教授 奥仲哲弥 氏、女優 菊川怜 氏、フリーキャスター 森まどか 氏
--

平成26年11月8日(土) ときわプラザ

徳島県主催「元気な阿波おんな交流サロン」参加 参加者：県連女連協副会長 講演会「～女性の豊かな発想で心に響くPR～」、パネルディスカッション、交流会

5. 法人会が行う税を巡る諸環境並びに地域の経済社会環境の整備改善等の各種事業を支援する事業

単位会別研修参加状況

(平成27年3月末日)

年度	平成26年度		
	実施回数	参加人員	参加率(%)
徳島県連	12	344	—
徳 島	43	2,239	58.2
阿波麻植	20	621	74.4
阿 南	33	836	67.4
鳴 門	14	574	46.4
脇 町	14	306	72.5
池 田	5	314	50.8
合 計	130	5,234	63.8

(1) 法人会が行う講演会・各種研修会の後援、共催、充実支援等

共催：新入・若手社員のための実務セミナー（主催 徳島法人会）

開催日	会場	講師
4. 15	阿波観光 ホテル	「～円滑なコミュニケーションがチームの成果につながる～」 アビリティセンター(株) 研修インストラクター 小濱 裕子 氏

後援：経営セミナー・研修会・講演会（主催 徳島法人会）

開催日	会場	講師
5. 21	阿波観光 ホテル	「介護が必要になった時の対処方～介護の実態を探る～」 国際医療福祉大学 医療福祉学部 特任教授 前川 美智子 氏
5. 22	阿波観光 ホテル	「経営者のための 怪しい取引先の見抜き方～取り調べ体験から得た 信頼関係の築き方～」 (株) Clearwoods 代表取締役 森 透匡 氏
6. 5	阿波観光 ホテル	「スマートフォン・タブレットのわかりやすい【超】入門講座」 (株)オリファイ 代表取締役 山田 進一 氏
6. 6	阿波観光 ホテル	「戦国武将たちから学ぶ “事業承継” 成功の秘密～戦国時代と現代か ら学ぶ事業承継の秘訣などを紐解きます～」 (株)パスイド 代表取締役 佐藤 敏彦 氏
8. 20	阿波観光 ホテル	「銀座のママに学ぶ 人間力・女子力・ビジネス力」 銀座「クラブ稲葉」ママ 白坂 亜紀 氏
10. 6	阿波観光 ホテル	「日本旅行の平田進也がやってくる！！ “浪速のカリスマ添乗員” が 語る『ほんまものサービスはこれや！』」 (株)日本旅行 西日本営業本部営業推進事業部 担当部長 平田 進也 氏
10. 9	阿波観光 ホテル	「中小企業のためのリスクマネジメントセミナー～緊急時における中 小企業のリスクマネジメント～」 A I U損害保険(株)リスクコンサルティング部 部長 高橋 勝 氏
10. 17	徳島県 教育会館	日米親善音楽交流コンサート～音楽は国境のない言葉である～ 米軍空軍太平洋音楽隊—アジア パシフィック・ショーケース
12. 11	阿波観光 ホテル	「経営者のためのイメージアップ戦略 隠された自分の魅力を引き たせるテクニック講座」 イメージコンサルタント・カラーコーディネーター 池田 泰美 氏
1. 27	阿波観光 ホテル	「北海道物産展に学ぶ『売れる』仕掛けはこの人に聞け！」 (株)オフィス内田 代表取締役 内田 勝規 氏
3. 6	阿波観光 ホテル	「会社・従業員を守る！助成金の上手な活用法」 横浜リンケージ社労士事務所 代表 蔵中 一宏 氏
3. 18	阿波観光 ホテル	「長所を活かして、個性を伸ばせ！ ～梨田流『自己と組織の育成法』～」 プロ野球解説者 梨田 昌孝 氏

3. 19	阿波観光 ホテル	「最先端医療の現状～ここまで進んだガン治療～」 医学ジャーナリスト 日本医学ジャーナリスト協会幹事 松井 宏夫 氏
-------	-------------	---

(2) 全法連いちごプロジェクトの情宣と推進

全法連「いちごプロジェクト」(家庭使用電力の15%削減運動)の活動推進のため、パンフレットの配付などを積極的に行い、実施報告書の取りまとめ等を行った。

- ・平成26年6月実施依頼 「夏のいちごプロジェクト」
- ・平成26年9月実施報告書取りまとめ 「夏のいちごプロジェクト」
- ・平成26年11月実施依頼 「冬のいちごプロジェクト」
- ・平成27年3月実施報告書取りまとめ 「冬のいちごプロジェクト」

平成26年度「いちごプロジェクト」参加単位会

- ・徳島法人会
 - ・阿波麻植法人会
 - ・阿南法人会
 - ・鳴門法人会
 - ・脇町法人会
 - ・池田法人会
- 計6単位会

(3) 全法連の助成金運営事務委託事業

- ・平成26年 4月 「平成25年度法人会活動支援事業 実績報告書」精査、報告
- ・平成26年12月 「平成27年度法人会活動支援事業 申請書」精査、報告

法人会が行う公益目的事業の充実に資するため、全国法人会総連合が実施する助成事業(法人会活動支援事業)を円滑に運用するため、指導および支援を行った。

助成事業(法人会活動支援事業)は、法人会の定款に記載された事業のうち、次のものである。

- ① 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業(助成対象事業1)
- ② 地域企業の健全な発展に資する事業(助成対象事業2)
- ③ 地域社会への貢献を目的とする事業(助成対象事業3)

<その他の主要な事業>

法人会の充実発展並びに会員の福利厚生向上や交流支援等の目的達成に向けた事業

1. 法人会の充実発展に資する事業

(1) 法人会の充実発展を目的とする各種会議・委員会の開催、参加

第2回通常総会

平成26年6月23日(月) 会場:阿波観光ホテル 出席者:70名

理事会

第1回理事会 平成26年 5月28日(水) 会場:阿波観光ホテル 出席者:31名

顧問選任文書提案 平成26年 7月15日(火) 文書発送26名

第2回理事会 平成26年10月 1日(水) 会場:阿波観光ホテル 出席者:32名

第3回理事会 平成27年 3月27日(金) 会場:阿波観光ホテル 出席者:29名

正副会長会議

平成27年1月21日(水) 会場:ホテルサンルート徳島 出席者:12名

委員会

税制・税務委員会

平成26年6月11日(水) 会場:阿波観光ホテル 出席者:12名

厚生事業等推進委員会

平成26年4月15日(火) 会場:ホテルグランドパレス徳島 出席者:17名

平成27年3月12日(木) 会場:ホテルグランドパレス徳島 出席者:18名

総務・共益事業推進合同委員会

平成26年9月17日(水) 会場:阿波観光ホテル 出席者:14名

平成27年3月12日(木) 会場:阿波観光ホテル 出席者:14名

広報・公益事業推進合同委員会

平成27年3月 4日(水) 会場:阿波観光ホテル 出席者:11名

事務局役職員研修会議

平成26年 4月25日(金) 会場:阿波観光ホテル 出席者:12名

平成26年 7月15日(火) 会場:阿波観光ホテル 出席者:12名

平成26年 8月21日(木) 会場:阿波観光ホテル 出席者:12名

平成26年 9月18日(木) 会場:阿波観光ホテル 出席者:14名

平成26年11月 6日(木) 会場:阿波観光ホテル 出席者:11名

平成26年12月16日(火) 会場:ホテルグランドパレス徳島 出席者:14名

平成27年 1月19日(月) 会場:阿波観光ホテル 出席者: 8名

平成27年 3月12日(木) 会場:阿波観光ホテル 出席者:11名

(2) 異業種間交流を目的とする各種会議・委員会の開催、参加

青連協

役員会

平成26年 5月 1日 (木) 会場：昴宿よしの 出席者：18名

平成26年12月17日 (水) 会場：昴宿よしの 中止

会員交流会議

平成26年5月16日 (金) 会場：阿波観光ホテル 出席者：28名

女連協

役員会

平成26年5月13日 (火) 会場：阿波観光ホテル 出席者：19名

会員交流会議

平成26年5月13日 (火) 会場：阿波観光ホテル 出席者：39名

(3) 組織増強運動の推進

組織増強運動を強化し、法人会役員企業・事務局・金融機関・保険会社等の協力を得た結果、全法連「法人会全国大会（徳島大会）」（平成27年10月開催）で表彰されることが決定した。

全国法人会総連合『平成26年度会員増強表彰』県連表彰

イ) その年度において顕著な成果を挙げた県連に対する表彰

優秀賞（対前年50社以上）

徳島県法人会連合会（153社）

ロ) 高加入率を長期間維持している県連に対する表彰

努力賞（加入率50%以上を3年間継続して維持）

徳島県法人会連合会（55.2%、52.3%、53.2%）

全国法人会総連合『平成26年度会員増強表彰』単位会表彰

イ) その年度において顕著な成果を挙げた単位会に対する表彰

特別最優秀賞（対前年60社以上）

徳島島法人会（101社）

優秀賞（対前年5社以上）

鳴門法人会（16社）

脇町法人会（12社）

阿南法人会（9社）

阿波麻植法人会（8社）

池田法人会（7社）

ロ) 純増を長期間維持している単位会に対する表彰

対前年1社以上の純増を3年間継続して維持

阿南法人会

2. 法人会会員の福利厚生の向上に資する事業

(1) 単位会別大型保障制度加入率状況表〈大同生命保険(株)・A I U損害保険(株)〉

単位会名	法人会員数	加入企業数	加入率 (H26)	純増企業数	加入率 (H25)
徳島	3,849	642	16.6%	4	17.0%
阿波麻植	835	167	20.0%	1	20.0%
阿南	1,241	152	12.2%	△2	12.5%
鳴門	1,236	178	14.4%	△8	15.2%
脇町	422	62	14.6%	△4	16.0%
池田	618	105	16.9%	△3	17.6%
合計	8,201	1,306	15.9%	△12	16.3%
全国計	820,591	156,968	19.1%	△3,309	19.0%

(注1) 法人会員数は平成26年12月現在 (注2) 加入企業数・加入率は平成27年3月末現在

(2) 大型保障制度新規企業推進状況表〈大同生命保険(株)・A I U損害保険(株)〉

単位会名	新規目標	新規企業数	達成率
徳島	22	20	90.9%
阿波麻植	8	10	125.0%
阿南	8	4	50.0%
鳴門	8	5	62.5%
脇町	4	3	75.0%
池田	10	6	60.0%
合計	60	48	80.0%

(注) 達成率は平成27年3月末現在

(3) 大型保障制度役員企業加入状況表〈大同生命保険(株)・A I U損害保険(株)〉

単位会名	役員企業数	加入役員企業数	実績 役員加入率 (%)	
			平成26	平成25
徳島	62	37	59.6	61.2
阿波麻植	61	47	77.0	77.0
阿南	59	43	75.4	72.8
鳴門	43	25	60.9	59.5
脇町	37	13	36.1	38.8
池田	35	27	77.1	77.1
合計	297	192	65.7	65.7

(注) 実績は平成27年3月末現在、加入不可能企業数除く

(4) 経営保全プラン（ビジネスガード）法人会単位会別推進目標〈A I U損害保険（株）〉

新規件数目標（新規法人・追加合計）

（単位：社）

単位会名	ビジネスガード			大型保障		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
徳島	30	53	176.7	2	4	200
阿波麻植	15	14	93.3	1	6	600
阿南	10	7	70.0	1	0	0
鳴門	15	13	86.7	2	1	50
脇町	10	1	10.0	1	0	0
池田	10	4	40.0	1	0	0
県連合計	90	92	102.2	8	11	137.5

（注）実績は平成27年3月末現在

(5) 保険料・取扱企業目標&進捗状況〈A I U損害保険（株）〉

単位会名	ビジネスガード 単位：千円			大型保障 単位：社		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
徳島	125,000	109,924	87.9	2	4	200
阿波麻植	25,000	26,231	104.9	1	6	600
阿南	23,000	21,058	91.6	1	0	0
鳴門	36,000	35,287	98.0	2	1	50
脇町	20,000	15,642	78.2	1	0	0
池田	10,000	9,142	91.4	1	0	0
県連合計	239,000	217,284	90.9	8	11	137.5

（注）実績は平成27年3月末現在

(6) 平成26年度「がん保険制度」 会員加入状況表（アブラック）

（平成27年3月末現在）

県順位	全国順位	単位会名	26.12.31 会員数	平成26年度 加入会員数	加入率 (%)	平成25年度 加入会員数
1	18	脇町	422	102	24.17	110
2	37	阿波麻植	835	180	21.56	177
3	53	池田	618	123	19.90	122
4	178	鳴門	1,236	182	14.72	185
5	257	徳島	3,849	502	13.04	517
6	413	阿南	1,241	115	9.27	119
		合計	8,201	1,204	14.68	1,230

(7) 新規会員獲得状況表 (アフラック)

(平成26年4月～平成27年3月) (単位: 件)

単位会名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
徳島	1	3	0	4	3	0	3	0	0	1	5	2	22
阿波麻植	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	4
阿南	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3
鳴門	0	1	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	5
脇町	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	3
池田	0	0	0	0	1	0	2	3	1	2	1	0	10
県連合計	1	4	1	7	5	1	7	3	5	3	6	4	47

(8) 新契約年換算保険料 (アフラック)

(平成26年12月) (単位: 千円)

単位会名	年間目標 年換算保険料	合計実績 年換算保険料	消化率(%)
徳島	22,560	15,956.3	70.7
阿波麻植	6,580	5,897.4	89.6
阿南	8,010	6,624.4	82.7
鳴門	7,070	6,716.4	95.0
脇町	2,530	3,636.7	143.7
池田	2,680	2,592.5	96.7
県連合計	49,430	41,423.7	83.8